

大阪市告示第1607号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年11月22日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立阿倍野区民センター	令和7年5月12日（月）、同年7月14日（月）、 同年9月8日（月）、同年11月10日（月）、 令和8年2月16日（月）

（阿倍野区役所市民協働課）